出産・育児のために使える制度

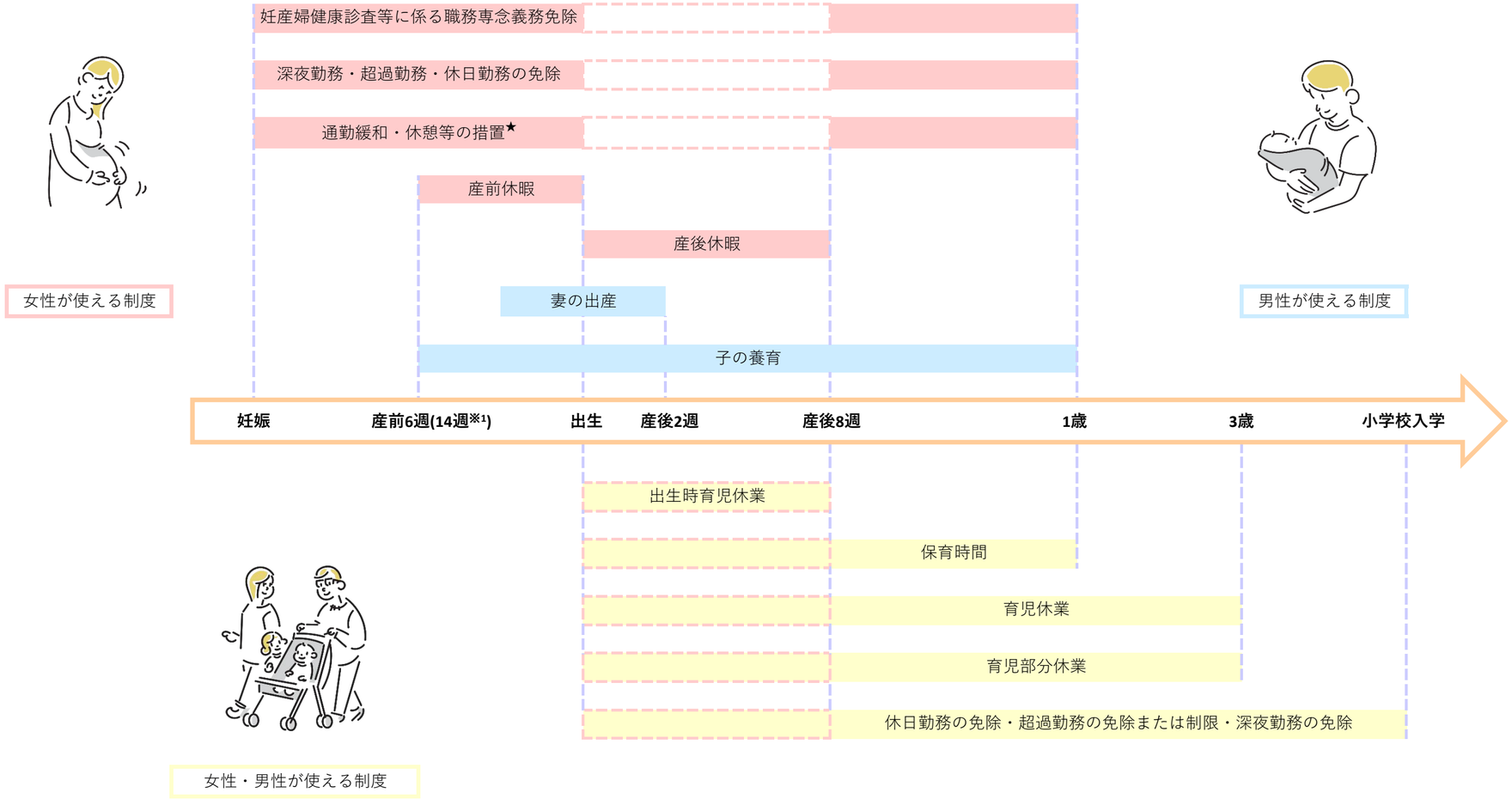

：女性が使える制度

：男性が使える制度

：女性・男性が使える制度

：出産した女性は産後８週間は産後休暇となるため、制度の利用不可

※１　：多胎児の場合は14週

★妊娠中～出産後１年以内の通勤緩和・休憩等の措置について

医師等から通勤緩和の指導があった場合には、妊娠中の女性労働者が申し出ることにより
通勤緩和や休憩等に関して必要な措置を受けることができます。
申し出の際には、「母性健康管理指導事項連絡カード」を活用することも効果的です。
参考：働く女性の心とからだの応援サイト
https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/ninshin/